

(案)

原子力災害に備えた
燕市避難計画 (Ver.1)

平成 28 年 月

燕 市

原子力災害に備えた燕市避難計画

【 目 次 】

第1章 総則

- 1 計画の目的 1
- 2 計画の基本方針 1
- 3 計画の修正 1
- 4 計画の周知 1

第2章 原子力災害対策の基本事項

- 1 原子力災害対策重点区域の範囲と人口 2
- 2 原子力災害に対応するための防護措置 3
- 3 緊急時の初期対応段階における防護措置の考え方 4

第3章 市の体制

- 1 災害対策本部等の設置 8
- 2 情報連絡体制 10
- 3 住民への情報伝達 12
- 4 緊急時モニタリング 14

第4章 住民等の屋内退避及び避難体制

- 1 屋内退避の実施 16
- 2 避難体制 18

第5章 避難者の支援

- 1 高齢者や障がいのある人への対応 20
- 2 他自治体からの避難者受入 20
- 3 避難所の運営 20
- 4 避難の長期化に備えた対応 20

第6章 原子力災害医療

- 1 安定ヨウ素剤の配布・服用 21
- 2 避難退域時検査等 21

- 【参考】 用語解説 22

第1章 総則

1 計画の目的

本計画は、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に定める原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に備え、燕市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、適切な防護措置に必要な体制等を構築することを目的とする。

2 計画の基本方針

本計画は、原子力発電所の事故の進展状況に応じて決定される緊急事態区分、緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）及び運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）の基準に応じて、段階的に防護措置の指示がなされることを想定する。

本計画は、防護措置に係る情報連絡体制及び避難先、避難手段の調整、避難経路の選定等、基本的な枠組等について定めるものとする。

3 計画の修正

本計画は、現時点における基本的な考え方をまとめたものであり、今後、関係法令、防災基本計画、原子力災害対策指針、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）、原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針、燕市地域防災計画（原子力災害対策編）等の改正や、国、県、県内市町村及び防災関係機関と引き続き協議・検討を行い、その結果により随時、更新するものとする。

4 計画の周知

市は、本計画に基づきガイドブック等を作成し、広く住民等に周知することとする。

第2章 原子力災害対策の基本事項

1 原子力災害対策重点区域の範囲と人口

原子力災害対策重点区域の設定に当たっては、原子力発電所からの距離を目安として用いることとされ、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域を「即時避難区域 (PAZ)」とし、原子力発電所から概ね 5km を目安としている。また、計測可能な判断基準に基づく避難や屋内退避の準備を進める区域を「避難準備区域 (UPZ)」とし、原子力発電所から概ね 5km から 30km を目安としている。

燕市では、避難準備区域 (UPZ) に該当する大河津分水路左岸地区を原子力重点区域とし、対象とする自治会は次のとおりとする。

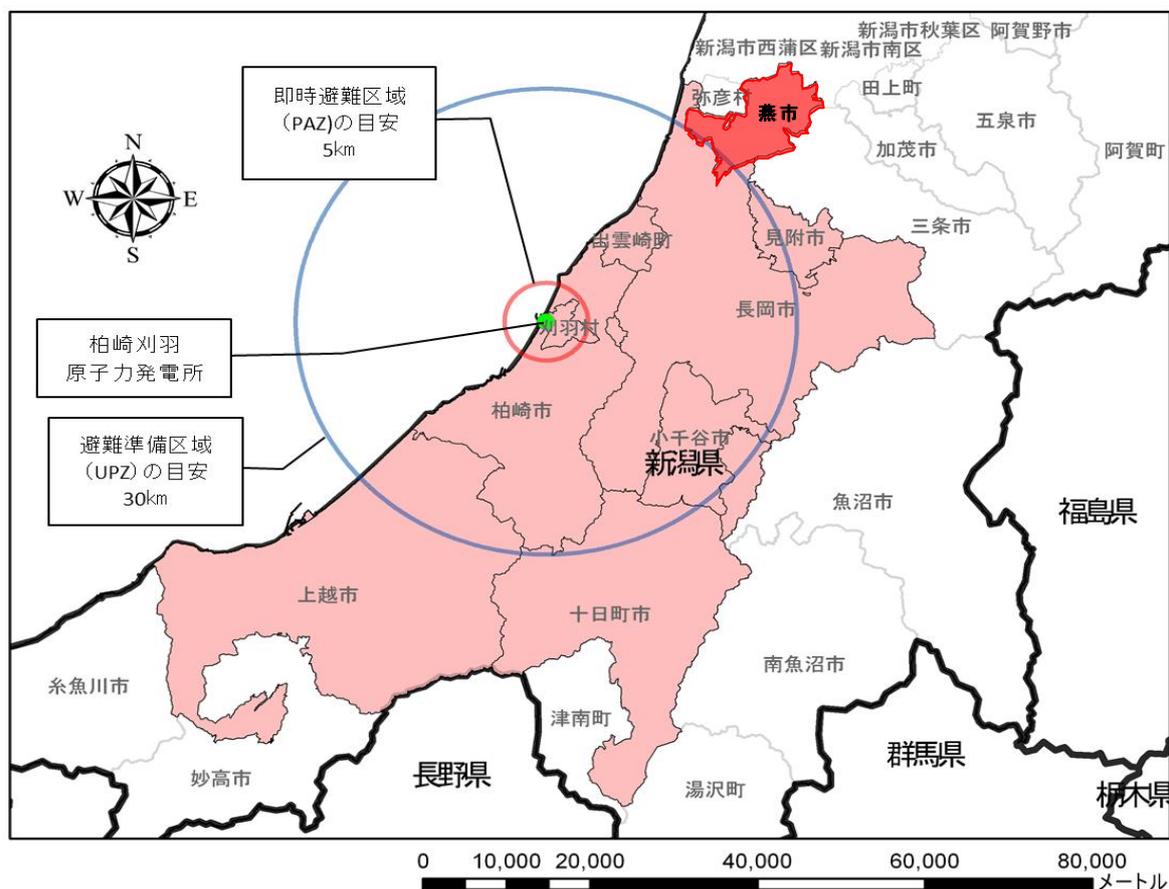
平成 28 年 4 月 1 日現在

原子力災害対策を実施すべき地域の範囲			人口
即時避難区域 (PAZ)	発電所を中心とする半径 概ね 5km	燕市では該当なし※	387 人
避難準備区域 (UPZ)	発電所を中心とする半径 概ね 5km～30km	燕市の渡部・真木山・幕島・大川津興野・下中条	

※ 新潟県内の PAZ の範囲は、柏崎市の一部と刈羽村の全域

原子力災害対策重点区域を含む市町村

新潟県提供の資料を基に燕市作成



2 原子力災害に対応するための防護措置

原子力災害から身を守るため、原子力発電所で発生した事故の状況や環境の放射線量を踏まえ、国、県からの指示により実施する防護措置は、以下のとおりとする。

(1) 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に取ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより、被ばく低減を図る防護措置である。避難指示等が行われるまでの間、放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転の実施が困難な場合に行うものである。

(2) 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に取りべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

① 避難

空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれがある地点から速やかに離れるため緊急に実施する。

② 一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用な被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施する。

(3) 安定ヨウ素剤の予防服用

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年から数十年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。このような内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能である。このため、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場合には、安定ヨウ素剤の服用を準備する。

ただし、安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、医療関係者の指示を尊重して合理的かつ効果的な防護措置として実施する。

(4) 避難退域時検査及び簡易除染

避難退域時検査等による汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制、皮膚被ばくの低減及び汚染の拡大防止や、医療行為を円滑に行うために実施する。

避難退域時検査等の実施に当たっては、それが必要な対象すべてに対して実施できるような場所を選定し、この避難退域時検査等は、可能な限り放射線量のバックグラウンドの値が低い所で行う。

なお、OILに基づく防護措置としての避難及び一時移転の対象となった住民等については、その移動先等において、避難退域時検査を行い、基準値を超えた場合には簡易除染等を実施する。

(5) 飲食物の摂取制限

飲食物の摂取制限は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで、経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置である。

3 緊急時の初期対応段階における防護措置の考え方

緊急事態の初期対応段階においては、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を実施する。IAEA 等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、原子力施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的に防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を実行する。

(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

原子力施設の状況に応じて、緊急事態を「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」の3つに区分する。また、その区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、緊急時活動レベル（EAL）が設定されている。

① 警戒事態（EAL1）

この時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事態の発生又はそのおそれがあるため、情報収集、緊急時モニタリングの準備や施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階

② 施設敷地緊急事態（EAL2） 原災法第10条に該当

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設の周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階

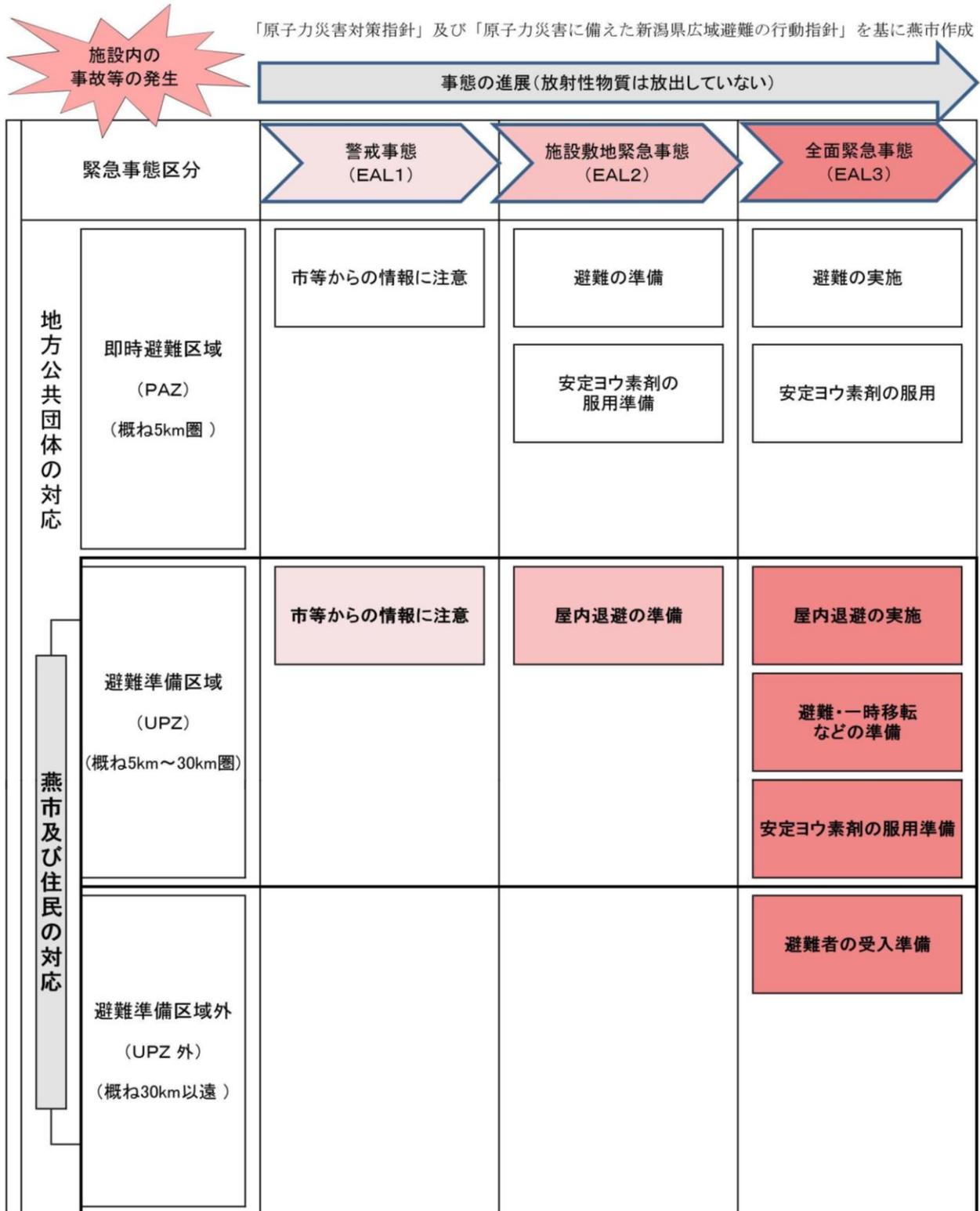
③ 全面緊急事態（EAL3） 原災法第15条に該当

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

(2) EALと防護措置の流れ

緊急事態区分と原子力発電所からの距離に応じて、市及び住民が取るべき対応は、基本的には下表のとおりである。

【EALと防護措置】



(3) 運用上の介入レベル (OIL)

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、防護措置を講じることが極めて重要である。

そのため、この防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル (OIL) が設定されている。

原子力災害対策指針を基に燕市作成

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40,000 cpm (皮膚から数cmでの検出器の係数率)			
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
			β 線: 13,000 cpm 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の係数率)			
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類・穀類 肉・卵・魚 その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改訂される。

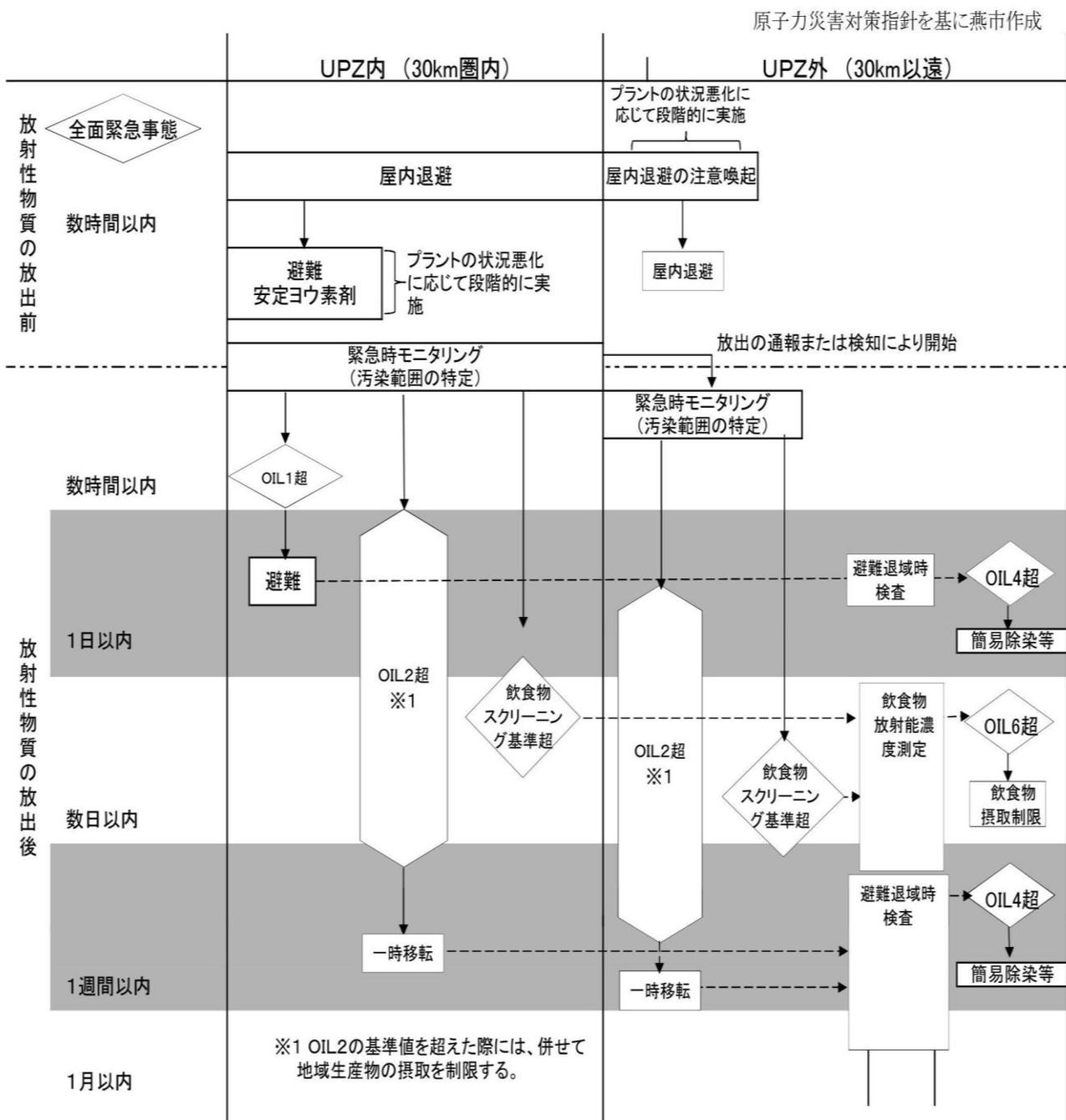
※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率測定器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
OIL1については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合。
OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

(4) OILと防護措置の流れ

放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置の実施を判断すべき基準に照らして、避難や一時移転、飲食物摂取制限及び除染等の必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

市は、運用上の介入レベル（OIL）で定められた基準に応じて、下表のとおり段階的に防護措置を実施する。

【OILに基づく防護措置の流れ】



第3章 市の体制

1 災害対策本部等の設置

市は、緊急時には、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部又は市の対応方針に基づき警戒本部を設置する。また、警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模事故等が発生した場合でも、事故に対する住民の不安や動揺等の緩和を図るため適切に対応する。

(1) 設置基準

燕市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める設置基準に従うほか、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める新潟県災害対策本部等の設置基準を参考にし、下表のとおり設置基準を設ける。

体制	設置基準	活動基準	緊急事態区分
第1次配備	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき	警戒本部の設置	情報収集事態
	2 新潟県内で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき 3 新潟県内で、大津波警報が発令されたとき 4 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1μSv/hを超える数値を検出したとき 5 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められたとき 6 その他市長が必要と認めたとき		警戒事態 [EAL1]
第2次配備	1 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき * 非常用炉心冷却装置の作動 * 全ての交流電源喪失（5分以上継続） * 直流電源の部分喪失 * 停止中の全ての原子炉冷却機能喪失 等	災害対策本部の設置	施設敷地緊急事態 [EAL2]
	2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき * 全ての原子炉停止機能喪失 * 全ての交流電源喪失（30分以上継続） * 全ての非常用直流電源喪失（5分以上継続） * 原子炉注水機能の喪失 等 3 その他市長が必要と認めたとき	原子力災害現地対策本部の設置	全面緊急事態 [EAL3]

(2) 活動体制

① 警戒本部の設置

第1次配備体制の設置基準に該当したときは、副市長を本部長とする警戒本部を設置する。

② 災害対策本部の設置

第2次配備体制の設置基準に該当したときは、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

③ 原子力災害現地対策本部の設置

災害対策本部の設置と同時に、国の災害対策本部との連絡調整のため、副市長を本部長とする現地対策本部を原子力防災センター（オフサイトセンター）に設置する。

(3) 災害対策本部の組織体制

災害対策本部	
本部長	市長
副本部長	教育長
本部員	総務部長、議会事務局長、企画財政部長、市民生活部長 健康福祉部長、健康福祉副部長、商工観光部長、農林部長 都市整備部長、教育次長、教育委員会主幹、水道局長 燕・弥彦総合事務組合消防長、燕・弥彦総合事務組合事務局長

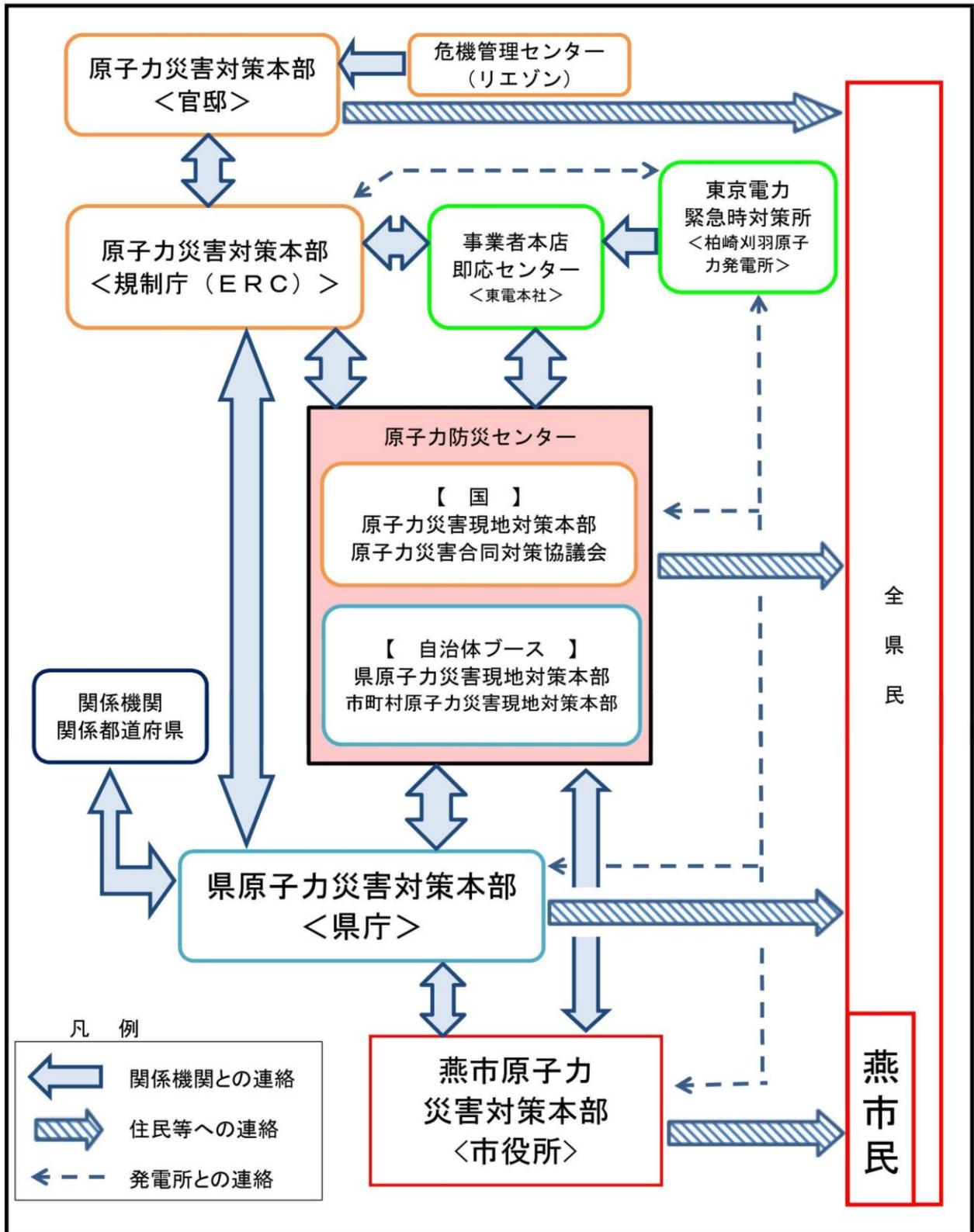
対 策 班	担 当 部 局
総務総括班、食糧物資班、議会渉外班	【総務部、議会事務局、選挙管理委員会事務局】
情報収集班、財務出納班	【企画財政部、監査委員事務局、会計課】
被災調査班、環境衛生班	【市民生活部】
避難所運営班、要支援者班、医療班	【健康福祉部】
商工観光班	【商工観光部】
農政班	【農林部、農業委員会事務局】
建設復旧班	【都市整備部】
学校保育班、社会教育班	【教育委員会】
水道班	【水道局】
消防班	【燕・弥彦総合事務組合消防本部】

原子力災害現地対策本部	
本部長	副市長
本部員	防災課指定職員

2 情報連絡体制

市は、国、県、県内市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者等と連携した情報収集と住民等への情報伝達を行う。

「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」を基に燕市作成



＜事態区分における主な連絡内容＞

事態区分	発信元	主な連絡内容
警戒事態 (EAL1)	東電	・警戒事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域 (PAZ) の対応状況
	県・OFC	・モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域 (PAZ) 圏内の要配慮者の避難準備要請及びその状況等
施設敷地緊急事態 【原災法第 10 条事象】 (EAL2)	東電	・施設敷地緊急事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域 (PAZ) の対応状況
	県・OFC	・モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域圏内の避難準備要請及び安定ヨウ素剤の服用準備指示 ・即時避難区域圏内の要配慮者等の早期避難要請 ・避難準備区域圏内の屋内退避準備等
全面緊急事態 【原災法第 15 条事象】 (EAL3)	東電	・全面緊急事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・緊急事態発出の連絡、国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域 (PAZ) の対応状況
	県・OFC	・モニタリング情報
	国・県・市町村	・即時避難区域 (PAZ) 圏内の避難指示及び安定ヨウ素剤の服用指示 ・避難準備区域 (UPZ) 圏内の屋内退避指示及び安定ヨウ素剤の服用準備 ・避難準備区域 (UPZ) 以遠への避難受入要請及び安定ヨウ素剤の服用準備等

「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動計画」を基に燕市作成

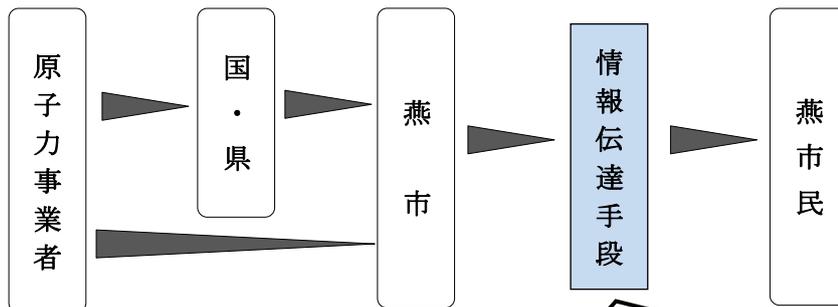
3 住民への情報伝達

(1) 情報伝達手段

市は、原子力発電所から事故等に関する情報や、国や県からの避難及び避難準備等に関する指示や要請があったときは、あらゆる手段を用いて住民への情報を伝達する。

- ① 防災行政無線同報系（緊急告知 FM ラジオを連動）による放送
- ② 燕市防災情報メール（防災つばめ〜ル）による情報配信
- ③ 緊急速報メール（NTT ドコモ、au、ソフトバンク）による情報配信
- ④ 燕三条エフエム放送による放送依頼及び緊急割込放送
- ⑤ 燕市ホームページによる情報掲載
- ⑥ BSN テレビデータ放送による情報発信
- ⑦ ツイッターによる情報発信
- ⑧ 消防車両・消防団車両で広報巡回
- ⑨ 災害情報共有システムを介した情報発信
- ⑩ 関係自治会長へ電話連絡

【情報連絡のイメージ】



【一例】



防災無線



燕三条エフエム



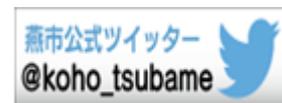
防災つばめ〜ル



緊急速報メール



BSNテレビデータ放送



ツイッター

(2) 情報発信文の例

警戒事態（EAL1）における情報発信文の例

本日〇時〇分頃、新潟県〇〇〇を震源とするマグニチュード〇の地震が発生しました。新潟県〇〇で震度〇〇を観測する非常に強い揺れを観測しました。

柏崎刈羽原子力発電所の〇号機が本地震により自動停止したとの報告がありました。これまでのところ、県が行っている放射線モニタリングにおいて、異常な値は検出されていません。

施設敷地緊急事態（EAL2）における情報発信文の例

本日〇時〇分頃発生した地震の影響により、柏崎刈羽原子力発電所の〇号機の事故に伴い、〇時〇分、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報がありました。

現時点において、市民の皆さんに被ばくの影響はありませんが、大河津分水路左岸の皆さんは、万一に備え、屋内退避の準備を開始してください。

市民の皆さんは、テレビやラジオの情報に注意して、落ち着いて行動してください。

全面緊急事態（EAL3）における情報発信文の例

本日〇時〇分、柏崎刈羽原子力発電所の〇号機の事故に伴い、内閣総理大臣より原子力緊急事態宣言が発令されました。

大河津分水路左岸の皆さんは、直ちに屋内に退避してください。また、テレビやラジオの情報に注意して、落ち着いて行動してください。

避難（OIL1）における情報発信文の例

本日〇時〇分、柏崎刈羽原子力発電所の事故に伴い、国の基準値以上の放射線量が測定されたため、国から避難の指示が発出されました。

大河津分水路左岸の皆さんは避難をお願いします。自家用車避難が可能な人は指定避難所の〇〇（施設）へ避難してください。交通渋滞を避けるため、できる限り乗り合いを心がけてください。自家用車で避難できない方は、一時集合場所である〇〇（施設）に行ってください。

一時移転（OIL2）における情報発信文の例

本日〇時〇分、柏崎刈羽原子力発電所の事故に伴い、国の基準値以上の放射線量が測定されたため、国から一時移転の指示が発出されました。

大河津分水路左岸の皆さんは、一週間程度内に一時移転をお願いします。自家用車避難が可能な人は指定避難所の〇〇（施設）へ避難してください。交通渋滞を避けるため、できる限り乗り合いを心がけてください。自家用車で避難できない方は、一時集合場所である〇〇（施設）に行ってください。一週間程度の時間がありますので、あわてずに落ち着いて行動してください。

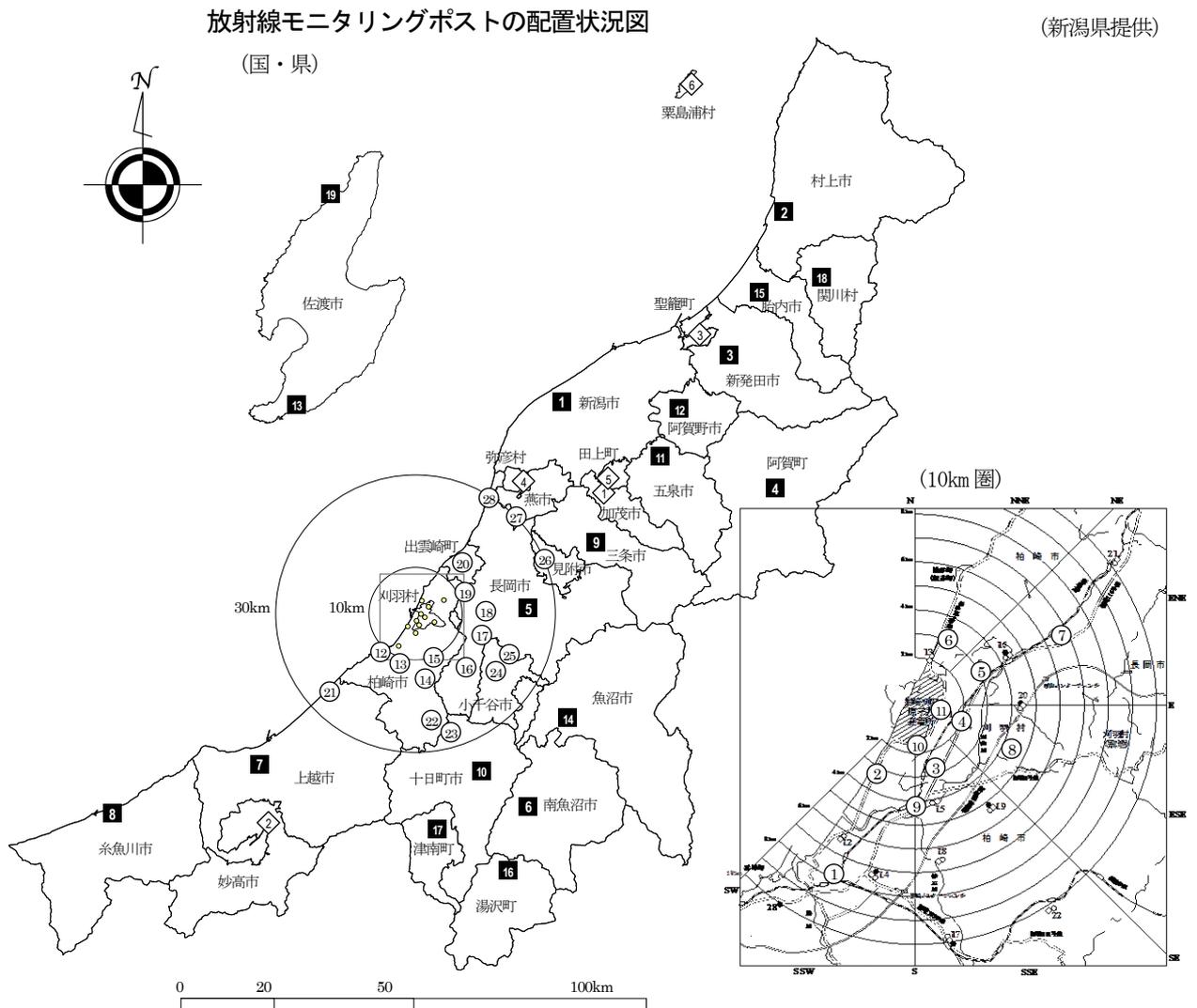
4 緊急時モニタリング

(1) 国等の緊急時モニタリング体制

国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関は、警戒事態（EAL1）において緊急時モニタリング実施の準備を行い、施設敷地緊急事態（EAL2）において緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、緊急時モニタリングを開始する等の初動対応を行う。

(2) 緊急時モニタリング情報等の提供

市は、国等が実施した緊急時モニタリング情報等を市ホームページ等を通じて分かりやすく住民等に提供するとともに、状況に応じて市内でも独自のモニタリングを実施する。



【新潟県内のモニタリングポスト舎名】

No.	設置場所	市町村名
○ 1	柏崎市街局	柏崎市
○ 2	荒浜局	柏崎市
○ 3	下高町局	刈羽村
○ 4	刈羽局	刈羽村
○ 5	勝山局	刈羽村
○ 6	宮川局	柏崎市
○ 7	西山局	柏崎市
○ 8	赤田町方局	刈羽村
○ 9	土合局	柏崎市
○10	発電所南局	刈羽村
○11	発電所北局	刈羽村
○12	鯨波局（鯨波コミセン）	柏崎市
○13	新道局（高田コミセン）	柏崎市
○14	加納局（中鯖石コミセン）	柏崎市
○15	北条局（北条中）	柏崎市
○16	千谷沢局（千谷沢交番跡地）	長岡市
○17	越路局（県道柏崎越路線）	長岡市
○18	関原局（歴史博物館）	長岡市
○19	宮本局（県道長岡西山線）	長岡市
○20	出雲崎大門局（出雲崎高校）	出雲崎町
○21	柿崎局（久比岐高校）	上越市
○22	岡野町局（柏崎市高柳町事務所）	柏崎市
○23	川西局（克雪管理センター）	十日町市
○24	小千谷局（建設機械倉庫）	小千谷市
○25	妙見局（県道小千谷長岡線）	長岡市
○26	見附市外局（素材応用技術支援センター）	見附市
○27	分水路（分水公民館）	燕 市
○28	寺泊局（コロニーにいがた白岩の里）	長岡市
■ 1	放射能監視センター新潟分室	新潟市
■ 2	村上地域振興局	村上市
■ 3	新発田地域振興局	新発田市
■ 4	新潟地域振興局津川庁舎	阿賀町
■ 5	長岡地域振興局	長岡市
■ 6	南魚沼地域振興局健康福祉環境部	南魚沼市
■ 7	上越地域振興局健康福祉環境部	上越市

No.	設置場所	市町村名
■ 8	糸魚川地域振興局	糸魚川市
■ 9	三条市役所下田庁舎	三条市
■10	十日町市役所	十日町市
■11	五泉市役所	五泉市
■12	阿賀野市役所	阿賀野市
■13	佐渡市南佐渡消防署	佐渡市
■14	魚沼市役所	魚沼市
■15	胎内市役所	胎内市
■16	湯沢町役場	湯沢町
■17	津南町役場	津南町
■18	関川村役場	関川村
■19	佐渡関岬	佐渡市
◇ 1	加茂市役所	加茂市
◇ 2	妙高市役所	妙高市
◇ 3	聖籠町役場	聖籠町
◇ 4	弥彦村役場	弥彦村
◇ 5	田上町役場	田上町
◇ 6	粟島開発総合センター	粟島浦村

平成 27 年 12 月 1 日現在

【分水路】分水公民館駐車場内



○：県設置（固定式）

■：国設置（固定式、可搬型）

◇：県設置（可搬型）

第4章 住民等の屋内退避及び避難体制

1 屋内退避の実施

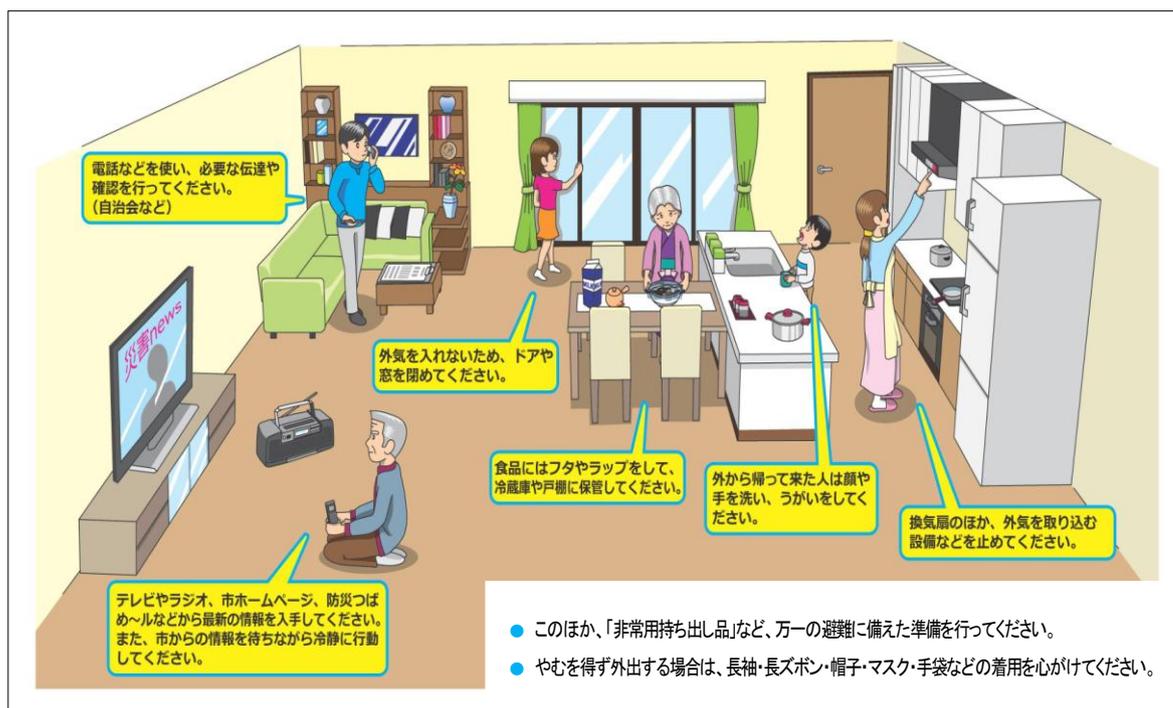
原子力発電所で緊急事態が起きた場合、原子力発電所から 30 km圏内の区域を有する燕市では、まず「屋内退避」が基本の行動となる。屋内退避は、住民等が比較的容易に取ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や有害な放射線を遮へいすることにより被ばく低減を図る防護措置である。避難の指示等が行われるまで、放射線被ばくのリスクを低減しながら待機するもので、あわてて自家用車などで避難した場合は交通渋滞などにより、かえってリスクが高まることも懸念されていることから、燕市における防護措置の最も重要な行動である。

(1) 屋内退避で取るべき行動

市は、屋内退避を指示する際は、住民等に対し次の事項を伝え実施の徹底を図る。

- ・あわてず落ち着いて、まずは建物の中に入る。
- ・外気を入れないため、ドアや窓を閉める。
- ・換気扇のほか、外気を取り込む設備を止める。
- ・市ホームページ、テレビ、ラジオ、防災つばめ〜ルなどから、新しい情報を入手する。
- ・市からの情報を待ちながら、冷静に行動する。
- ・避難に備え、非常用持ち出し品を用意する。
- ・食品は、フタやラップをして冷蔵庫や戸棚に保管する。
- ・やむを得ず外出する場合は、長袖、長ズボン、帽子、マスク、手袋等を身につける。
- ・外から帰ったときは、顔や手を洗いうがいをする。

燕市作成



(2) 屋内退避の指示

市は、緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）等に基づく国や県の指示又は独自の判断に基づき、住民等に対し、屋内退避準備情報の発令や屋内退避を指示する。

また、屋内退避指示の解除又は運用上の介入レベル（OIL）に基づく防護措置を実施するまでは、屋内退避を継続することとするが、その期間が長期にわたることが想定される場合には、避難等の実行に移行する。

① 避難準備区域（UPZ）内の屋内退避

ア 市は、原子力事業者等から施設敷地緊急事態（EAL2）が発生した旨の通報を受けた場合には、住民等に対し、屋内退避準備情報を発令する。

イ 市は、国や県の指示に基づき、又は原子力事業者等から全面緊急事態（EAL3）が発生した旨の通報を受けた場合は、住民等に対し、屋内退避を指示する。

② その他の区域の屋内退避

ア 市は、原子力事業者等から全面緊急事態（EAL3）が発生した旨の通報を受けた場合には、必要に応じて、住民等に対し屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

イ 市は、国や県から屋内退避が必要となる区域の通知を受けた場合は、当該区域の住民等に対し、屋内退避を指示する。

(3) 屋内待避所等の開設

① 屋内待避所の開設

市は、自宅等以外での屋内退避が必要となる場合に備えて、指定緊急避難場所兼指定避難所（以下「指定避難所」という。）を屋内退避所として開設する。

② 自主避難者の受入れ

市は、市内の屋内退避指示地域からの自主避難者の発生が見込まれる場合は、屋内退避指示地域外の指定避難所の中から指定した施設を受入れ施設として開設する。

(4) 避難等の準備

市は、国や県の指示又は独自の判断に基づき、住民等に対し避難準備情報を発令するとともに、災害の状況や避難先の被災状況等を踏まえて、避難等の実施に向けた準備を行う。

2 避難体制

(1) 基本的な考え

全面緊急事態（EAL3）となったときには、市内の大河津分水路左岸である避難準備区域（UPZ）の住民は屋内退避を実施し、放射性物質が放出された後の防護措置については、国等が実施する緊急時モニタリングの結果に基づき、避難が実施される。

(2) 避難等の指示

- ① 市は、国等から避難等の指示又は要請があったときには、避難準備区域（UPZ）の住民等に対して避難等の指示をするものとする。
- ② 市は、緊急を要するときには、国等からの指示を待つことなく、独自の判断により、避難等を指示するものとする。

(3) 避難先

「第11回市町村による原子力安全対策に関する研究会（平成27年7月28日）」の結果を受けて、燕市では、市内の原子力発電所から30km以遠を避難先とした。

【指定避難所】

避難先	分水北小学校
-----	--------

(4) 避難手段の確保

- ① 避難者は、原則として、自家用車で避難する。但し、市は、交通渋滞を避けるため、できる限り乗り合いを呼びかける。
- ② 自家用車で避難が困難な避難者については、バス等で避難する。市は、市所有のバスのほか、県と連携して速やかに避難手段を確保する。
- ③ バスによる避難の集合場所は、地区の集会所を基本とする。

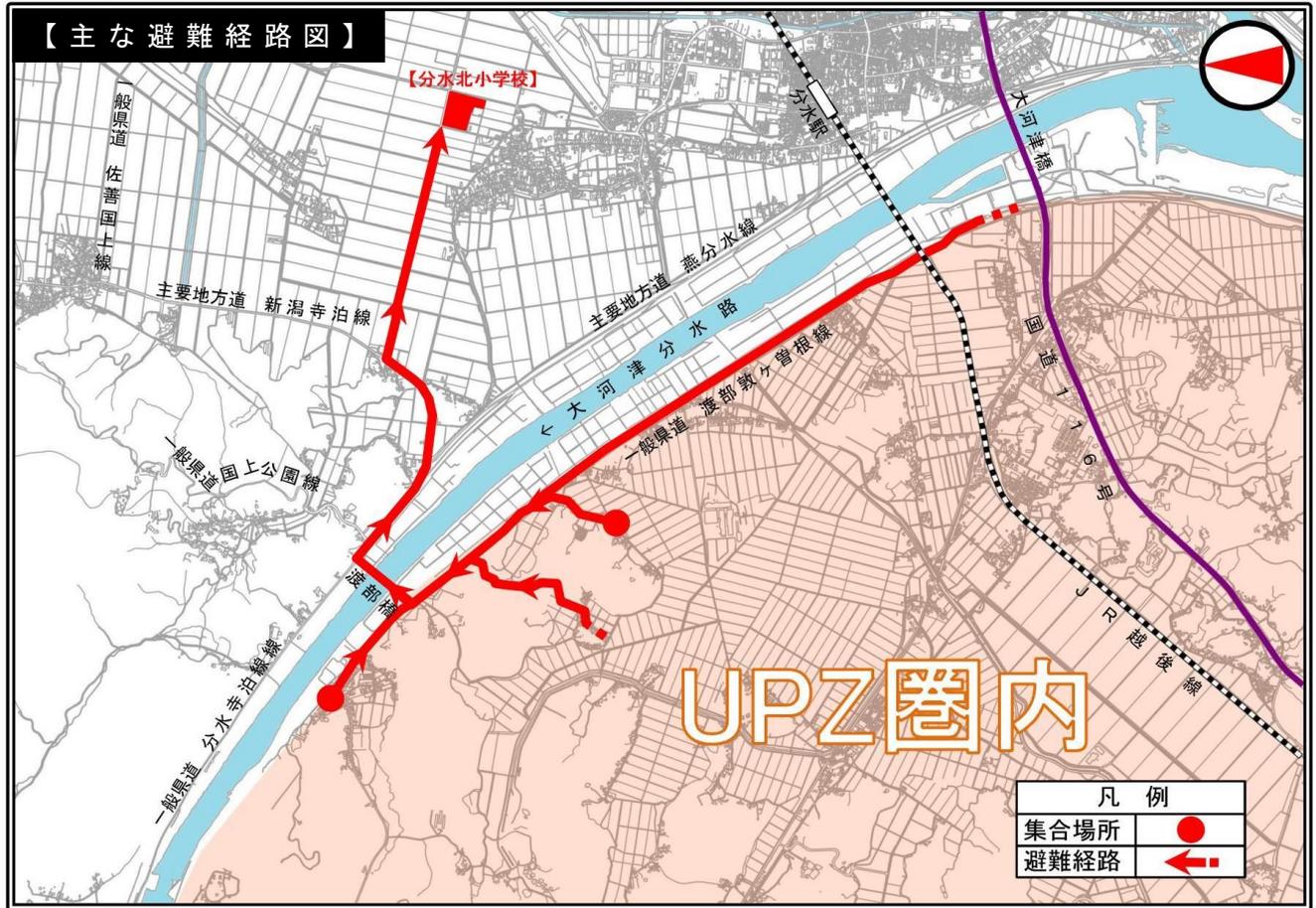
【市所有のマイクロバス等】

区分	台数	備考
マイクロバス	9台	平成27年4月1日時点 マイクロバス（スクールバスを3台含む）
10人乗りワゴン	2台	

(5) 避難対象者及び避難経路等

避難準備区域（UPZ）の住民等は、次の経路で避難するものとする。

燕市作成



単位：人

区分	人口(世帯数)	要配慮者数	3歳未満者数	集合場所	避難経路	避難先
1	渡部（左岸）	227（74）	12	渡部又は真木山の集会所	各自治会 ～ 渡部橋 ～ 新潟寺泊線	分水北小学校
2	真木山	64（16）	5			
3	幕島	57（17）	1			
4	大川津興野	11（4）	2			
5	下中条	28（9）	—			
合計	387（120）	20	2	平成28年4月1日現在		

第5章 避難者の支援

1 高齢者や障がいのある人への対応

市は、燕市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）及び避難行動要支援者ごとの個別支援計画に基づき、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、消防団等の協力を得ながら、情報伝達、避難誘導及び搬送等を実施する。

また、福祉施設への緊急入所や病院への入院が必要な要配慮者等が、避難所での生活で支障が生じた場合は、福祉施設等での受入を要請する。

2 他自治体からの避難者受入

市は、県からの要請に基づき、他自治体からの避難者の受入に協力する。

その場合、市は避難準備区域（UPZ）外の指定避難所の中から受入施設を選定し、避難自治体と協力しながら避難者の受入を行う。

なお、当該避難所の運営は、開設当初は市が行い、3日を目途に避難自治体に引き継ぐ。

【広域避難者の受入】

平成27年4月1日現在

避難自治体	避難人数	受入自治体	指定避難所
長岡市	28,535人	燕市・弥彦村	燕市内及び弥彦村内の小・中学校等の体育館等

3 避難所の運営

避難所の運営は、燕市地域防災計画及び燕市避難所運営マニュアルに基づき実施する。

また、他自治体から避難を受け入れた避難所の運営は、第一義的に避難所を管理する自治体が行い、3日を目途に市が避難自治体へ引き継ぐこととする。しかし、避難の長期化が見込まれる場合、市は、避難者が相互に助け合う自治的な組織の立ち上げを支援するなど、過度の負担がかからないよう配慮しながら避難者が主体となった運営に早期に移行していく。

4 避難の長期化に備えた対応

避難の期間が1週間を過ぎるなど長期化が見込まれる場合、市は、県への依頼を含め避難所の再調整を行う。

県は、避難が長期化する場合に備え、国及び市と連携し避難者がホテルや旅館等へ移動できるよう、あらかじめ体制を整備するものとされている。

国、県及び市は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及び斡旋により、避難所の早期解消に努めるとともに、早期解消に向けた情報共有を行う。

第6章 原子力災害医療

1 安定ヨウ素剤の配布・服用

避難準備区域（UPZ）での具体的な配布・服用体制については、県が設置した「安定ヨウ素剤事前配布等に関する検討会」において検討が進められているところであり、それらが明らかにされた段階で県の方針等を踏まえて本計画を修正する。

【参考】：新潟県の保管状況（平成27年12月1日現在）

施設名	数量（錠）
柏崎保健所	472,000
柏崎市役所	24,000
柏崎市西山町いきいき館	5,000
柏崎市消防本部	10,000
柏崎市内小・中・特別支援学校	63,000
刈羽村役場	10,000
長岡保健所	674,000
三条保健所	435,000
上越保健所	419,000
十日町保健所	162,000
魚沼保健所	76,000
南魚沼保健所	87,000
佐渡保健所	111,000
新潟県庁	1,364,000
合計	3,912,000

2 避難退域時検査等

避難退域時検査等の具体的な方法、体制、場所及び対象等については、県が検討を進めているところであり、それが明らかにされた段階で、県の方針等を踏まえて本計画を修正する。

【参考】 用語解説

- **EAL : Emergency Action Level (緊急時活動レベル)**
国により予め定められた緊急事態区分があり、原子力発電所で発生している事象や故障の状況や起こっている事象などから、原子力事業者がどの区分に該当するか判断するための基準。
- **OIL : Operational Intervention Level (運用上の介入レベル)**
放射性物質放出後、国の指揮のもと実施される緊急時モニタリングなどで計測された値により、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準。
- **PAZ : Precautionary Action Zone (予防的防護措置を準備する区域)**
放射線の確定的影響を避けるために、直ちに避難する区域で緊急時活動レベルに基づき実施。
- **UPZ : Urgent Protective action Planning Zone (緊急時防護措置を準備する区域)**
放射線の確定的影響を低減するため、早期の時点において、段階的に避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、避難計画やモニタリングなどの防災対策を重点的に準備する区域で、EAL や放射性物質の放出後においては OIL に基づき、追加の防護措置を実施する区域。
- **中性子線**
原子核から放出された中性子で、電荷はない。中性子線は粒子線であるが、他の放射能と異なり、アルミニウムや鉛のような金属は簡単に透過してしまう特殊な性質を持っている。
- **ガンマ線**
原子核から放出された電磁波。
- **空間放射線量率**
ある時間内に空気中を通過する放射線の量を言う。平常時や緊急時の環境モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。ガンマ線による空気吸収線量率または照射線量率はサーベイメータ、連続モニタ、可搬式モニタリングポスト等により測定される。
- **バックグラウンドの値**
宇宙線や大気中に存在する天然放射性物質、大地から放出されるガンマ線など、及び検出器の構成材料、遮へい材料などに含まれる極微量の放射性物質から放出された放射線を測定器によって計数した値。
- **IAEA : International Atomic Energy Agency (国際原子力機関)**
原子力の平和的利用の促進、原子力の軍事的利用に転用されることを防止を目的とした国際連合傘下の自治機関。
- **施設敷地緊急事態要避難者**
避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない避難行動要支援者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者 (PAZ のみ)。
- **環境試料**
原子力発電所周辺地域で、陸土、陸水、海水、海底沈着物 (海底土)、農畜産物、水産物などを定期的に採取し、その放射線量の測定を行っている。
- **避難退域時検査**
避難等の緊急防護措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査。
- **災害情報共有システム : Lアラート**
安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的としたシステム。地方自治体などが発信する公的な情報をテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能。

原子力災害に備えた燕市避難計画 (Ver. 1)

平成 28 年 月

発行：燕市総務部防災課

TEL：0256-77-8381

FAX：0256-77-8305